

京 都 大 学 基 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(基金の管理)</p> <p>第 1 4 条 基金への現金及び有価証券の寄附に関する取扱いについては、京都大学寄附金取扱規程（平成 1 6 年達示第 9 9 号）第 3 条、<u>第 7 条及び第 8 条</u>の規定を準用する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(基金の管理)</p> <p>第 1 4 条 基金への現金及び有価証券の寄附に関する取扱いについては、京都大学寄附金取扱規程（平成 1 6 年達示第 9 9 号）第 3 条<u>及び第 7 条から第 8 条の 2 まで</u>の規定を準用する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 2 年 1 月 2 8 日から施行する。</p>